

諮 問 書

新企 3・1・1
令和5年7月21日

新城市総合計画審議会
会長 小長井直樹 様

新城市長 下 江 洋 行



新城市総合計画審議会条例第2条に基づき、次の事項について貴審議会からご意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

第2次新城市総合計画の事務事業評価方法等の見直しに関する事項

1 諮問理由

第2次新城市総合計画中期基本計画では、行政経営の方針にある施策の1つ「市民にわかりやすい行政評価を進めます」に成果（活動）指標として「事務事業評価方法の見直し」を位置付けています。

そこで、本市が実施する事業の進捗・評価を市民の方にわかりやすく公表するため、新しい視点や評価項目などを踏まえた本市の事務事業の評価方法等について諮問するものです。

2 答申を希望する時期

令和5年12月予定